

## 燃料タンク対策事業について

### 事業内容

農業者が所有・利用している園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減する場合に、重油代替暖房機の整備に係る経費に対し、県と市が補助を行います。また、新たに流出防止装置付きタンクや防油堤を整備する際、その整備費の一部を県と市が補助することで、施設園芸農業の一層の振興と災害に強い園芸産地の維持・強化を図ることができます。

### 事業実施主体

- 農業協同組合
- 燃料販売を行う事業者
- 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有または所有しようとする者、および団体

| 事業区分    |                                        | 補助対象経費                                    | 補助対象限度額  | 補助率     |
|---------|----------------------------------------|-------------------------------------------|----------|---------|
|         |                                        |                                           |          | 県市      |
| タンク削減区分 |                                        | 重油代替暖房機(LPGボイラー、木質バイオマスボイラーおよびヒートポンプ)の整備費 | 300万/10a | 1/2 1/4 |
| タンク整備区分 | 流出防止装置付きタンクおよび防油堤を同時に整備する場合            | 流出防止付燃料タンク、防油堤の整備費および園芸用ハウス減築費用           | 140万/基   | 1/2 1/3 |
|         | タンク・防油堤を同時に整備する場合                      |                                           | 100万/基   | 1/2 1/3 |
|         | 防油堤を整備する場合                             |                                           | 40万/基    | 1/2 1/3 |
|         | 流出防止装置付きタンク1基分の整備場所の確保につき園芸用ハウスを減築する場合 |                                           | 30万/基    | 1/2 1/3 |

● 問い合わせ ● 農林水産課 ☎50-3015

■ 医療費が高額になりそうなときは、認定証があれば窓口負担が軽減できます！  
医療費が高額になると、自己負担する医療費は法律によ

### 後期高齢者医療保険の方の医療費について



り限度額が決まっています。医療機関での支払方法は、限度額以上の医療費を一旦支払い、払いすぎた医療費が後で払い戻される「高額療養費制度」と、事前に認定証を取得して、限度額までの支払いをする方法と2つあります。また、限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯)の方のみ、入院時の食事代も減額されます。

### ①限度額適用認定証(紫色)

■ 次の認定証の交付を受け医療機関の窓口で提示することで、支払額を自己負担限度額までに抑えることができます  
① 住民税が課税世帯のうち3割負担の人(課税所得145万円以上690万円未満の人)...

### ②限度額適用・負担額減額認定証(クリーム色)

※①・②に該当しない住民税課税世帯の人は、限度額適用認定証の発行はありません。なお、後期高齢者医療の方は更新申請は必要ありません

### ■ 限度額以上の医療費を支払った場合

払いすぎた医療費が、高知県後期高齢者医療広域連合から後日給付されます。口座未登録の方のみ申請書が送付されますので、市役所市民保険課へ提出してください。詳細についてはお問い合わせください。

### ■ マイナ保険証について

マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いを抑えることができます。  
※マイナ保険証：被保険者証利用登録をしているマイナンバーカード

### ■ 問い合わせ

市役所市民保険課

## アクトファクトリーまでサイクリングしよう!

日時 9月1日(日) 9:00~12:00

目的地 創造広場「アクトランド」アクトファクトリー (香南市野市町大谷912-1)

香南市サイクリングターミナルを出发点に、香南市健康サイクリングを開催します!今回は、新設した野市町の「アクトファクトリー」を目的地にサイクリングをして、「ものづくり体験」などを行う予定です(体験メニューは各自で選択)。当日イベント限定の体験メニューもご用意していますので、ぜひご参加ください!

- ◆ 対象 / 自転車で自力走行ができる方 (18歳未満の方は保護者同伴で参加可)
- ◆ 集合場所 / 香南市サイクリングターミナル
- ◆ 参加費 / 体験料など自費(体験内容により料金の変動あり)
- ◆ 定員 / 20人 ◆ 申し込み締め切り / 8月23日(金)
- ◆ 申し込み・問い合わせ / 商工観光課 ☎50-3013

※詳細は問い合わせいただくか、香南市ホームページをご覧ください



### 児童扶養手当現況届の受け付けが始まります

児童扶養手当の認定を受けている方には、現況届のお知らせを7月末に送付しています。  
■ 現況届の提出を忘れずに  
現況届により8月1日現在の世帯の状況や前年分の所得等を確認し、11月分から翌年10月分までの手当額を決定します。現況届の提出が2年間ない場合は受給権を失うことになります。

また、手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方には、「一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色の用紙)を6月末に送付していますので、必要な書類を添付し、現況届と一緒に提出してください。

### ■ 現況届の提出期限

8月30日(金)

### ■ 提出先 市民保険課

※支所での現況届の提出は受け付けていませんのでご注意ください

### ■ 受給者の方へのお願い

次に該当する場合は、速やかに届け出をお願いします。



### 令和6年度市町村民税額確定に伴う保育料の改定

特定教育・保育施設の保育料は、児童の属する世帯にかかる親権者の市町村民税額の総額により算定しており、毎年9月に保育料改定となります。保育料算定の根拠となる令和6年度の市町村民税が6月に確定したことにより、令和6年9月分より令和7年8月分の保育料の算定を行います。世帯の市町村民税額の総額に変更のあった方は、9月以降の保育料が変更になる可能性があります。



### 無料調停手続相談会

調停は裁判所で行われ、民事や家事のトラブルで困ったときに、非公開で話し合いによる解決を基本とし、手軽に、安く活用できる制度です。プライバシーも守られ、調停が成立すれば裁判による判決と同一の効力が生じます。予約不要。当日、相談会場へお越しください。

■ 内容 民事問題(損害賠償、金銭貸借、立替金、家賃等)や、家事問題(離婚、財産分与、養育費、相続等)などの問題を解決できる、調停制度を活用する方法について相談に応じます。

■ 日時 ①9月6日(金) 9時30分~15時30分、②9月27日(金) 13時~16時

※受け付けは①15時、②15時30分まで

■ 場所 高知県民文化ホール 1階 第11多目的室

■ 相談担当者 民事・家事調停委員(弁護士調停委員を含む)

### ■ 問い合わせ

高知調停協会連合会事務局 (高知家庭裁判所内) ☎088-1872178 84

※毎週月・水・金曜日 9時~16時